様式第3号(第5条関係)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長

家庭的保育事業等認可不承認通知書

　　年　　月　　日付け　　　第　　　号で申請のあった家庭的保育事業等の認可については、下記により不承認としたので通知します。

記

理由：

教示

　１　この処分に不服がある場合は、行政不服審査法第2条の規定により、この書類を受

け取った日の翌日から起算して3か月以内に丸亀市長に対して審査請求をすることが

できます。

　２　この処分の取消しの訴えは、この書類を受け取った日（審査請求をした場合には、

これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に、丸亀市を被

告として提起することができます。